

有効期間満了日 令和6年3月31日  
熊警第707号  
令和2年6月30日

職員の休暇及び職務に専念する義務の免除の取扱いについて（通達）  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第11条に定める休暇及び熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年熊本県条例第71号）第2条に定める職務に専念する義務の免除については、「熊本県警察職員情報総合管理システム運用要領の制定について（通達）」（令和2年6月26日付け熊警第685号）に基づく熊本県警察職員情報総合管理システム（以下「職員情報システム」という。）の導入に伴い、その取扱いを下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

- 1 申請又は請求方法  
別紙のとおり
- 2 休暇の申請又は請求に係る留意事項  
職員は、電子決裁を利用しない休暇を申請又は請求する場合、別記様式第1号から第3号を作成し、当該休暇に係る疎明資料（戸籍謄本、診断書、住民票等）を添付して所属長に提出すること。  
なお、介護休暇承認請求書の提出を受けた所属長は、介護休暇の取得の必要性を認めるときは「副申」を作成し、熊本県警察本部長（警務課長取扱い）に提出すること。
- 3 職務に専念する義務の免除の申請に係る留意事項  
職員は、熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年人事委員会規則第12号）第2条第2号、第3号及び第9号（別に定めるものを除く。）の事由により職務に専念する義務の免除を申請する場合、別記様式第4号を作成し、当該事由を疎明する資料を添付して警察本部長（警務課長取扱い）に提出すること。  
なお、電子決裁を利用する場合であっても、疎明資料が必要と認められる場合は、別途所属長に提出すること。

※ 別紙、別記様式（略）